

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和3年9月9日決裁分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000763号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100063号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月4日から平成8年11月11日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成8年11月11日と記録されているが、平成6年4月4日から同社で勤務していたので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

請求期間について、請求者は、平成6年4月4日からA社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、A社は、請求者はB業務を行う運転手として従事していたが、請求者が請求期間に従事していたか否かは、資料を全て廃棄しているため不明である旨回答及び陳述しており、同社から、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することはできない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者期間がある者に、請求者について照会したが、いずれの者からも回答は得られず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録によると、A社における請求者の被保険者資格取得年月日は平成8年11月11日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

加えて、A社は、B業務を行う運転手と同社は請負契約をしており、請負契約の者は厚生年金に加入させていないため、保険料を控除することもなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100037号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100064号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月及び同年8月の標準報酬月額については、20万円から36万円とする。

平成28年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から同年9月1日まで

請求期間について、昇給があったにもかかわらず、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が低い額で記録されていることが分かった。

年金事務所に報酬月額変更届を提出したものの、時効により年金給付の対象とならない記録となっているので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳の写し並びにA社から提出された貸金台帳により、請求者が、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、請求期間において、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届を日本年金機構に提出していることが確認できることから、年金事務所は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100003号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100065号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年8月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。  
平成27年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成27年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成27年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。  
平成27年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : 平成27年7月1日から同年8月1日まで  
A社の給与明細書を見ると、厚生年金保険料は20か月分控除されているが、厚生年金保険被保険者期間は19か月となっている。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出されたA社に係る給与明細書及びB銀行から提出された請求者に係る普通預金元帳から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。  
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。  
したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。  
なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が、平成27年8月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求期間について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間

の標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答から、32万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000353号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100066号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年2月21日から平成10年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間のうち、平成6年2月21日から同年3月1日までの期間、平成7年4月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、平成8年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、平成9年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から平成10年6月1日までの期間(以下「減額請求期間」という。)の標準報酬月額については、実際に支給された給与よりも高い額に記録されているので、年金記録を低く訂正してほしい。

また、請求期間のうち、平成6年3月1日から同年10月1日までの期間、平成9年4月1日から同年7月1日までの期間及び平成10年6月1日から同年7月1日までの期間(以下「増額請求期間」という。)の標準報酬月額については、実際に支給された給与よりも低い額に記録されているので、年金記録を高く訂正してほしい。

さらに、請求期間のうち、平成6年10月1日から平成7年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成8年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成9年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間(以下「不明期間」という。)の標準報酬月額については、実際に支給された給与よりも高い額か低い額かは不明であるが、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、減額請求期間に係る標準報酬月額は実際に支給された給与よりも高い額に記録されているので、年金記録を低く訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料は保管期間が過ぎているため残っていない旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、減額請求期間の報酬給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録において、請求者と同じ時期にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、同質性の高い元同僚に照会したところ、請求者を知っており、同じ職種であったとする2名は、いずれも同社における標準報酬月額は給与に見合う額であった旨回答している。

加えて、請求者から提出された平成9年分の給与所得の源泉徴収票(以下「平成9年分の源泉徴収票」という。)から、請求者が平成9年中にA社から支給された給与及び賞与の支払金額(非課税扱いとすべき手当額等を除く合計額)の確認ができるものの、同年各月に支給された

報酬月額を確認又は推認することはできない。

また、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票－２から、減額請求期間のうち一部の期間について、Ａ社から支給された賃金の月額が確認できるものの、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額を確認することはできない。

このほか、請求者の減額請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の減額請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

次に、請求者は、増額請求期間に係る標準報酬月額は実際に支給された給与よりも低い額に記録されているので、年金記録を高く訂正してほしい、また、不明期間に係る標準報酬月額は実際に支給された給与よりも高い額か低い額かは不明であるが、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、Ａ社は、請求期間当時の資料は保管期間が過ぎているため残っていない旨回答している。

また、前述の中脱記録照会（回答）によると、増額請求期間及び不明期間の報酬給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、前述の元同僚の２名は、いずれもＡ社における標準報酬月額は給与に見合う額であった旨回答している。

加えて、前述の平成９年分の源泉徴収票から、請求者が、平成９年中にＡ社により源泉控除された社会保険料等の金額（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の合計額）の確認ができるものの、同年各月の厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

また、請求者から提出された平成１０年６月分の給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（２２万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（２２万円）と一致している。

このほか、請求者の増額請求期間及び不明期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が増額請求期間及び不明期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100005号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100067号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成30年5月から同年8月までは13万4,000円を15万円とする。  
平成30年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成30年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成30年5月から同年8月までは19万円とする。  
平成30年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成30年11月は15万円を22万円とする。  
平成30年11月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : 平成30年5月1日から同年12月1日まで  
ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成30年5月1日から同年11月1日までの期間について、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(令和2年12月16日。以下「訂正請求書受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間(以下「時効消滅期間」という。)であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる



のは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、請求期間のうち、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び A 社から提出された賃金台帳から、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の平成 30 年 5 月 1 日資格取得時の報酬月額を 15 万円に訂正する旨の届書を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書及び賃金台帳並びに日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、19 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 30 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 30 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の給与明細書及び賃金台帳により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、平成 30 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額から、22 万円とすることが妥当である。

- 4 請求期間のうち、平成 30 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、時効消滅期間であるところ、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、既に厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されている標準報酬月額（22 万円）と同じ額である上、当該給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。